

地域未来投資促進法に基づく固定資産税課税免除までの手続き

地域経済牽引事業計画の申請・承認

大分県

主務大臣が定める基準に係る確認申請・確認書交付

九州経済産業局

事業着手

順番は前後可ただし、
確認書交付前の取得不可
(土地を除く)

事業完了・償却開始

御社の決算月（平成 年 月）

原則決算終了後2ヶ月以内
※確定申告を延長している
場合はその期限まで

適用工場等申請

提出期限（平成 年 月）

大分県東部振興局

実施状況報告書の提出（事業年度終了後3ヶ月以内）

現地調査・適用工場等指定

適用工場の指定及び課税免除にかかる県及び市町村の担当部署
による合同現地確認調査。

免税（不均一課税）申請

日出町役場

課税免除

注) 各申請の内容・調査の結果によっては税の課税免除が受けられない場合があります。